

生活習慣病団信

被保険者のしおり

(重要事項説明書)

■この団体信用生命保険は、債務者がローン返済期間中にお支払事由に該当された場合に支払われる保険金をローン債務の弁済に充当するしくみの保険です。ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

■この「被保険者のしおり」は、団体信用生命保険にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容(契約概要)、お申込みにあたり特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)および「個人情報の取り扱いについて」等、重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「被保険者のしおり」は「告知事項(お客さま控)」とともに大切に保管してください。

■保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、団体信用生命保険の被保険者とはなりませんのであらかじめご了承ください。

この団体信用生命保険は、クレディ・アグリコル生命保険株式会社(以下、当社といいます)のウェブサイトにてお申込み、告知いただきます。当社ウェブサイトのお手続き画面では、書面による「申込書兼告知書」にかえて、お申込み事項、告知事項をご入力いただきます。また、当社はこの「被保険者のしおり」および「告知事項(お客さま控)」を当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付*いたします。

*電磁的方法による交付とは、当社がウェブサイトのお手続き画面上にご用意した電子ファイル(PDFファイル等)をダウンロードし、保存していただくことを指します。

※この「被保険者のしおり」では、一部の表記について、以下のとおりお読み替えてください。

読み替え対象となる表記	読み替え後
告知書	ウェブサイトのお手続き画面
ご記入	ご入力
告知書をご提出ください	ウェブサイトのお手続き画面にご入力ください

※お申込み内容によっては、別途、健康診断結果証明書等をご提出いただく場合があります。

※この「被保険者のしおり」では、団体信用生命保険リビング・ニーズ特約を「リビング・ニーズ特約」、団体信用生命保険がん保障特約(2013)を「がん保障特約」、団体信用生命保険生活習慣病長期入院時保障特約(I型)を「生活習慣病長期入院時保障特約(I型)」といいます。

目 次

I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)	P. 1
1. 商品のしくみ	P. 1
2. 保障の概要	P. 1
3. 主契約と特約	P. 1
4. 責任開始日および保険期間	P. 2
5. 保険金のお支払い(支払事由)	P. 3
6. 引受保険会社および相談窓口	P. 9
II. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)	P.10
1. 告知に関する重要な事項	P.10
2. ご加入にあたっての重要な事項	P.11
III. 保険金のご請求について.....	P.15
IV. 個人情報の取り扱いについて	P.17

相 談 窓 口

保障内容・告知等についてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル

カスタマーサービスセンター TEL 0120-60-1221

<受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝休日・年末年始の休日を除く)>

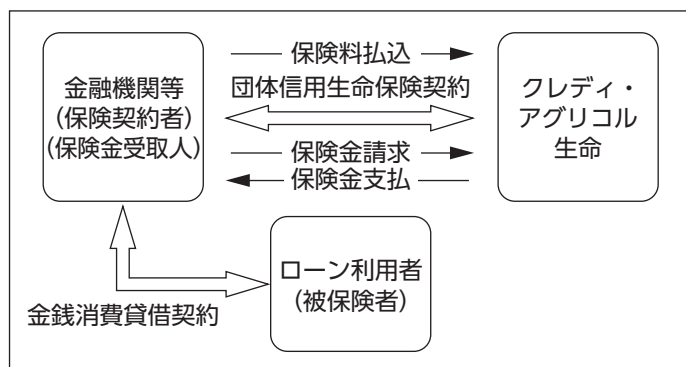
I. 契約概要(団体信用生命保険の契約内容)

この「契約概要」は、ローンご利用にあたり、団体信用生命保険にお申込みいただく方がご加入する際に知っておく必要のある保険契約の内容について特に重要な事項を記載しています。保険契約にご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、保障内容等についてご不明な点は、P9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先までお問い合わせください。

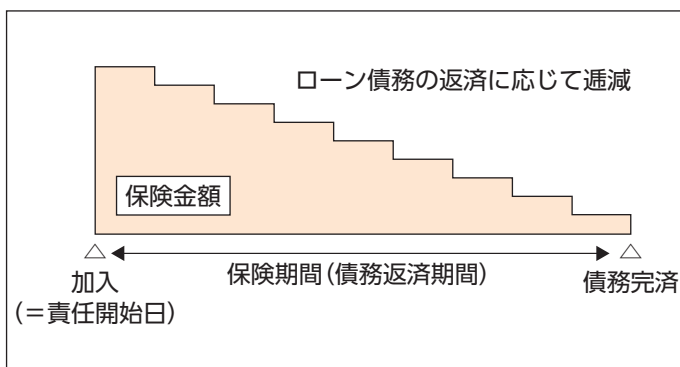
1. 商品のしくみ

この保険は、銀行等金融機関またはノンバンク(以下、「金融機関等」といいます)を保険契約者および保険金受取人とします。また、金融機関等からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とし、被保険者が債務返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当するしくみの団体保険です。

<「団体信用生命保険」契約関係のイメージ>



<保険金額のイメージ>



2. 保障の概要

生活習慣病団信	被保険者が以下に該当した場合、ローン残高を保障します。 <ul style="list-style-type: none">・死亡したとき・所定の高度障害状態になったとき・余命6か月以内と判断されたとき・所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき・所定の生活習慣病により継続して180日以上入院したとき
---------	--

3. 主契約と特約

主契約と特約の組み合わせは次のとおりです。

	主契約	付加される特約		
		リビング・ニーズ特約	がん保障特約	生活習慣病長期入院時保障特約(I型)
生活習慣病団信	団体信用生命保険	○	○	○

■団体信用生命保険(主契約)

債務返済期間中に被保険者が死亡したときに支払われる死亡保険金、または所定の高度障害状態になったときに支払われる高度障害保険金を、その時点の債務の返済に充当する保険です。

死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。

■リビング・ニーズ特約

債務返済期間中に被保険者が余命6か月以内と判断されたときに支払われるリビング・ニーズ特約保険金を、その時点の債務の返済に充当する特約です。

リビング・ニーズ特約保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。

■がん保障特約

債務返済期間中に被保険者が所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときに支払われるがん診断保険金を、診断確定された時点の債務の返済に充当する特約です。

がん診断保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。

■生活習慣病長期入院時保障特約(I型)

債務返済期間中に被保険者が所定の生活習慣病を発病し、その疾病の治療を目的とした入院が継続して180日以上となるときに支払われる生活習慣病長期入院時保障保険金を、その時点の債務の返済に充当する特約です。

生活習慣病長期入院時保障保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。

4. 責任開始日および保険期間

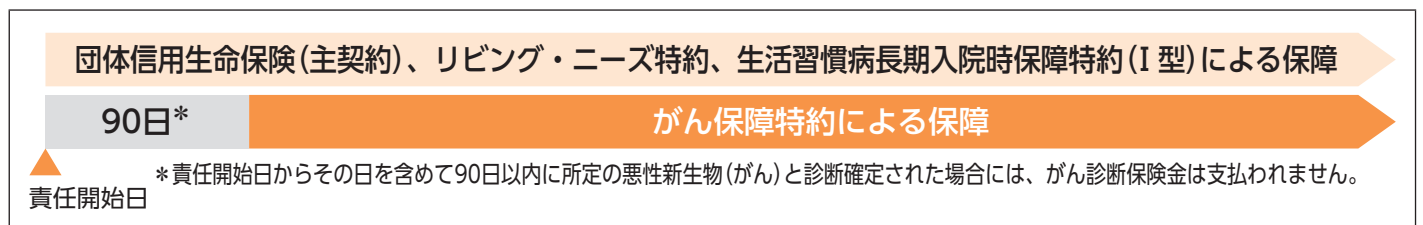
■責任開始日

保険会社にご加入を承諾した場合、融資実行日(ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日)を責任開始日とします。

ただし、がん保障特約において、責任開始日からその日を含めて90日(免責期間)以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合には、がん診断保険金は支払われません。

※保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・金融機関等の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

<主契約および付加される特約の責任開始日>



■保険期間

債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。

- ①ローンが終了した場合(債務の完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等)
- ②所定の年齢に到達した場合
- ③支払事由に該当し、保険金が支払われた場合

5. 保険金のお支払い(支払事由)

■死亡保険金、高度障害保険金をお支払いする場合

- ①保険期間中に死亡したとき
- ②責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき

※所定の高度障害状態についてはP 6【別表1 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態】をご参照ください。

■リビング・ニーズ特約保険金をお支払いする場合

保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6か月以内と判断されたとき

■がん診断保険金をお支払いする場合

責任開始日からその日を含めて90日(免責期間)経過後の保険期間中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき
(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)

※免責期間中に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合には、がん診断保険金は支払われません。
免責期間中に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の、免責期間後の再発・転移等と認められる場合も、がん診断保険金は支払われません。ただし、免責期間後に新たに別の所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されたときは、がん診断保険金が支払われます。

※被保険者が責任開始日前に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されていた場合には、がん診断保険金は支払われません(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん保障特約は無効となります)。

※所定の悪性新生物(がん)についてはP 7【別表2 がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物】をご参照ください。

■生活習慣病長期入院時保障保険金をお支払いする場合

保険期間中に、次のすべてを満たす入院(以下、「対象入院」といいます)をし、その入院日数が継続して180日以上となる時

- ①責任開始日以後に発病した所定の生活習慣病(以下、「生活習慣病」といいます)を直接の原因とする保険期間中の入院であること
- ②生活習慣病の治療を目的とした入院<備考1>であること
- ③病院または診療所<備考2>での入院であること

※所定の生活習慣病についてはP 8【別表3 生活習慣病長期入院時保障保険金の支払対象となる生活習慣病】をご参照ください。

<備考1>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、<備考2>に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

<備考2>

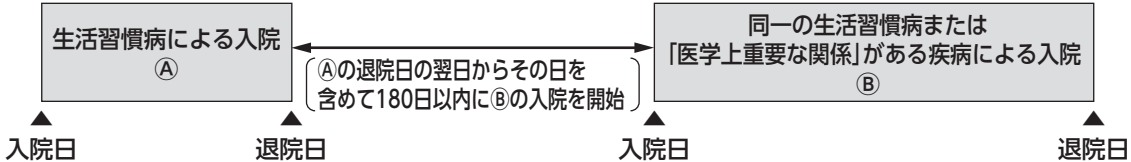
「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

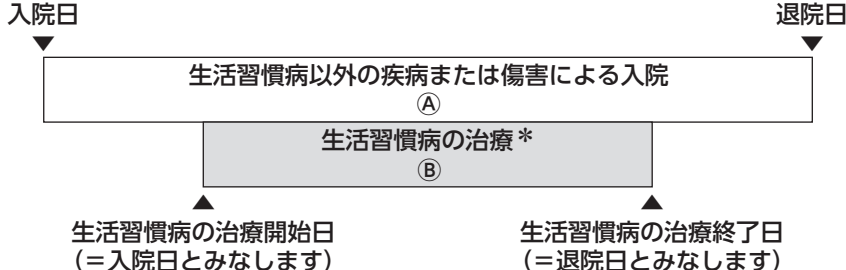
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

次ページへつづく



生活習慣病長期入院時保障保険金の支払事由のうち、入院日数(継続した180日以上入院)の判定については、次のとおりお取り扱いします。

事例	お取り扱い
<p>(1) 2回以上の入院を継続した対象入院とみなす場合</p>	<p>以下の場合、2回以上の入院を継続した対象入院とみなし、その入院日数が継続して180日以上となるか判定します。</p> <p>(ア) 退院日の翌日からその日を含めて180日経過前に開始した入院で、かつ、その入院の直接の原因となった生活習慣病がその前の入院の直接の原因となった生活習慣病と同一である場合(退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします)</p> <p>(イ) 退院日の翌日からその日を含めて180日経過前に開始した入院で、かつ、その入院の直接の原因となった疾病がその前の入院の直接の原因となった生活習慣病と「医学上重要な関係」◀備考3▶がある疾病であると保険会社が認めた疾病である場合。また以後の入院において、その入院の直接の原因となった疾病が、前の入院の直接の原因となった疾病と「医学上重要な関係」があると保険会社が認めた場合も同様とします(退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします)。</p> <p><イメージ図></p>  <p>⇒①と②は継続した対象入院とみなし、その入院日数は①の日数と②の日数の合計とします。</p> <p>◀備考3▶ 「医学上重要な関係」とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。</p> <p>「医学上重要な関係」がある疾病のその他の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病とそれに起因する眼疾患(網膜症等)あるいは腎臓疾患等 ・肝硬変とそれに起因する食道静脈瘤等 ・脳卒中とそれに起因する誤嚥性肺炎等 <p>※「医学上重要な関係」がある疾病に該当するか否か等、ご不明な点が生じた場合は、P 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。</p>
<p>(2) 複数の生活習慣病で入院した場合</p>	<p>以下の場合、生活習慣病により継続した1つの入院とみなして、その入院日数が継続して180日以上となるか判定します。ただし、それぞれの生活習慣病のみによっても入院する必要がある場合に限りです。</p> <p>(ア) 生活習慣病を直接の原因とする入院を開始したときに入院の直接の原因となるべき別の生活習慣病を併発していた場合</p> <p>(イ) 生活習慣病を直接の原因とする入院中に入院の直接の原因となるべき別の生活習慣病を併発した場合</p>

事 例	お取り扱い
(3)生活習慣病と生活習慣病以外の疾病または傷害により入院した場合	<p>以下の場合、生活習慣病の治療を開始した日をその生活習慣病の治療を目的としての入院日とみなし、またその生活習慣病の治療が終了した日を退院日とみなして、その入院日数が継続して180日以上となるか判定します。ただし、その生活習慣病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。</p> <p>(ア) 生活習慣病以外の疾病または傷害を直接の原因とする入院を開始したときに入院の直接の原因となるべき生活習慣病を併発していた場合</p> <p>(イ) 生活習慣病以外の疾病または傷害を直接の原因とする入院中に入院の直接の原因となるべき生活習慣病を併発した場合</p> <p>(ウ) 生活習慣病を直接の原因とする入院中に入院の直接の原因となるべき生活習慣病以外の疾病または傷害による治療を開始した場合</p> <p><イメージ図></p>  <p>⇒生活習慣病の治療を開始した日をその生活習慣病による入院日とみなし、またその生活習慣病の治療が終了した日を退院日とみなします。入院日数は②の日数とします。</p> <p>*その生活習慣病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。</p>

※責任開始日前に生活習慣病の入院の原因が生じていた場合であっても、責任開始日から2年を経過した後、生活習慣病により継続して180日以上入院したときは、お支払いの対象となる場合があります。



2回以上の入院をし、その入院が継続した対象入院とみなされる可能性がある場合や、生活習慣病以外の疾病または傷害による入院中に生活習慣病を併発し、その生活習慣病のみによっても入院する必要があることにより生活習慣病による入院とみなされる可能性がある場合等、生活習慣病長期入院時保障保険金の支払事由についてご不明な点が生じたときは、P 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。

■がん保障特約と生活習慣病長期入院時保障特約（I型）の保障対象となる悪性新生物（がん）の関係について

生活習慣病長期入院時保障特約（I型）の保障対象となる生活習慣病には一部の悪性新生物（がん）が含まれますが、その範囲は、悪性新生物（がん）のうち、がん保障特約の保障対象となる悪性新生物（がん）を除いた部分のみとなります。

保障対象については、P 7【別表2 がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物】およびP 8【別表3 生活習慣病長期入院時保障保険金の支払対象となる生活習慣病】をご参照ください。また、いずれの特約で保障対象となるかご不明な点が生じたときは、P 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。



- ・保険金をお支払いできない場合およびその代表的な事例については、P 11【■保険金をお支払いできない場合】およびP 12【■保険金をお支払いできない場合の代表的な事例】をご参照ください。
- ・保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにP 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。

【別表1 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態】

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《別表1の備考》

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 眼の障害(視力障害)

(ア) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(イ) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(ウ) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(3) 言語またはそしゃくの障害

(ア) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

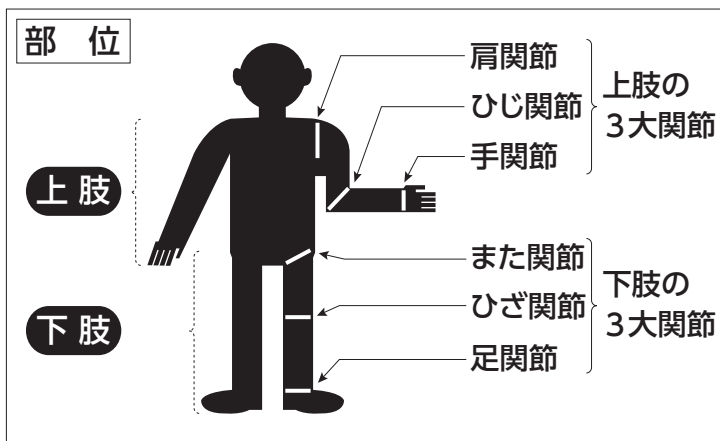
- ・ 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ・ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となりその回復の見込のない場合
- ・ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(イ) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



【別表2 がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物】

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち、	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	

※悪性新生物は、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病です。なお、上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等)および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物に該当しません。

※上記以外にも、疾病によっては支払対象となる場合もありますので、P9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。

【別表3 生活習慣病長期入院時保障保険金の支払対象となる生活習慣病】

対象となる生活習慣病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表3に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表3 対象となる生活習慣病の基本分類コード

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物*	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物(C43-C44)のうち、 ・皮膚のその他の悪性新生物	C44
上皮内新生物	上皮内新生物	D00-D09
糖尿病	糖尿病	E10-E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I05-I09 I20-I25 I26-I28 I30-I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15
大動脈瘤および解離	大動脈瘤および解離	I71
脳血管疾患	脳血管疾患	I60-I69
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全(N17-N19)のうち、 ・慢性腎不全	N00-N08 N10-N16 N18
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B15-B19 K70-K77
慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)のうち、 ・アルコール性慢性膵炎 ・その他の慢性膵炎	K86.0 K86.1

*がん診断保険金の支払対象となる悪性新生物を除きます。

※上表の「悪性新生物」および「上皮内新生物」とは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。

悪性新生物	上皮内新生物
／3……悪性、原発部位	／2……上皮内癌
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位	上皮内 非浸潤性
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳	非侵襲性

※腎疾患には、「慢性腎臓病(CKD)」という概念(軽度の腎障害から末期腎不全までの一連の病態をとらえる疾病概念)がありますが、「慢性腎不全」はそのうち重度の腎疾患をいいます。

6. 引受保険会社および相談窓口

・引受保険会社

クレディ・アグリコル生命保険株式会社
〒105-0021
東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル

・相談窓口

保障内容についてご不明な点や、ご請求についてのお問い合わせについては、下記のカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

クレディ・アグリコル生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-60-1221

受付時間 月～金曜日 9:00 ～ 17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)

II. 注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

この「注意喚起情報」は、この保険契約のお申込みに際して特にご注意ください重要な事項を記載しています。「契約概要」とともに必ずお読みいただき、特に主な免責事由等お客さまにとって不利益となる情報について記載されている部分の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 告知に関する重要な事項

以下の事項は、告知を行う際に重要な事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

■告知義務

- 保険会社が告知書でたずねることがらについては、ありのままをご記入ください。
- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、被保険者には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人等が無条件に加入された場合、公平性が保たれません。この保険契約のお申込みにあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について告知書で保険会社がたずねることがらについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・金融機関等の職員等がお客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

■告知受領権

保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・金融機関等の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、告知書をご提出ください。

■正しく告知されない場合のデメリット

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。
- なお、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。

■傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあります

保険会社では、被保険者の身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入のお申込みをお断りすることもございますが、傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままの事実を正確に告知してください。

■借り換え融資の場合は、以下の点に十分ご注意ください

- 新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。このため、生命保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしません。
- 新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。

- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反として解除となり保険金をお支払いできないことがあります。

■告知に関する照会先

- 告知を行うにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記のカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

クレディ・アグリコル生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-60-1221

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)

2. ご加入にあたっての重要な事項

■お申込みの撤回等に関する事項

この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、お申込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ)の適用対象とはなりません。

■返戻金

この保険契約には脱退による返戻金はありません。

■保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態になった場合(その傷害や疾病について告知いただいている場合でも同様です)
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大な事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合
- 責任開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていたことによって、その被保険者のがん保障特約が無効となった場合(被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、その被保険者のがん保障特約は無効となります)
- 責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合
- 責任開始日からその日を含めて90日経過後に診断確定された所定の悪性新生物(がん)が、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移等と認められる場合
- 責任開始日前に発病した生活習慣病を直接の原因として入院をした場合(責任開始日前に生活習慣病の入院の原因が生じていた場合であっても、責任開始日から2年を経過した後に生活習慣病により継続して180日以上入院したときは、お支払いの対象となる場合があります)

●保険金の免責事由に該当した場合

- ・責任開始日から1年以内に自殺したとき
- ・戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
- ・保険契約者または保険金受取人の故意により、死亡したときまたは所定の高度障害状態になったとき
- ・保険契約者または保険金受取人の故意により、余命6か月以内と判断されたとき
- ・被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき
- ・被保険者の故意により余命6か月以内と判断されたとき

■保険金をお支払いできない場合の代表的な事例

死亡保険金

●告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の契約が解除となった場合(告知義務違反)

例) 責任開始日前に高血圧で通院していることについて告知をせずに入会し、ご加入後1年後に高血圧を原因とする脳出血で死亡された場合(胃かいようで通院していることについて告知をせずに入会し、ご加入後1年後に胃かいようによる通院との間に因果関係がない脳出血で死亡された場合はお支払いの対象となります)。

高度障害保険金

●責任開始日前に生じた傷害、疾病を原因として所定の高度障害状態になった場合(責任開始日前の傷害、疾病が原因の場合)

例) 傷害または疾病の発生日が6月1日、責任開始日(融資実行日)が7月1日の場合で、7月1日以降に所定の高度障害状態に該当した場合

→責任開始日前の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したということになり、本人が知っていたかどうかまたは告知をいただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金のお支払いはできません(ただし、所定の高度障害状態の原因とこの傷害または疾病に因果関係がない場合はお支払いの対象となります)。

●所定の高度障害状態に該当しない場合(支払事由に該当しない場合)

例) ・片麻ひの場合

脳こうそくの後遺症として左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

- ・心臓ペースメーカーの埋め込みのみの場合
- ・腎臓病による人工透析のみの場合
- ・リハビリ等により当初の障害状態が改善される可能性がある等、症状が固定しているとはいえない場合

→高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

がん診断保険金

●責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合(免責期間中の診断確定)

●上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん罹患した場合(支払事由に該当しない場合)

→上皮内がん(子宮頸がん0期、大腸粘膜内がん、非浸潤がん、食道上皮内がん等があります)および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象とはなりません。

上皮内がんとは、腫瘍細胞の増殖が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜(大腸については粘膜筋板)を越える浸潤を認めないものをいいます。

上皮…からだの体表面や諸臓器の内面等を覆う細胞層をいいます。

基底膜…上皮とその下の組織との間にあります。

粘膜筋板…大腸の粘膜固有層と粘膜下層の間にあります。

※上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、生活習慣病長期入院時保障特約(I型)の保障対象となり、支払事由に該当した場合に生活習慣病長期入院時保障保険金をお支払いします。支払事由について詳しくはP 3「**生活習慣病長期入院時保障保険金をお支払いする場合**」をご確認ください。

生活習慣病長期入院時保障保険金

●2回以上の入院を継続した対象入院とみなさない場合(支払事由に該当しない場合)

例) 虚血性心疾患を直接の原因として120日入院し、その入院の退院日の翌日から200日経過後に、同じ虚血性心疾患を直接の原因とする入院を開始し、入院日数が90日となった場合

→それぞれの入院の直接の原因となった生活習慣病が同一であったとしても、退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は新たな入院とみなします(継続した対象入院とはなりません)。

例) くも膜下出血を直接の原因として90日入院し、その入院の退院日の翌日から30日経過後に、くも膜下出血と「医学上重要な関係」がある疾病ではないうつ病を直接の原因とする入院を開始し、入院日数が100日となった場合

→退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院でも、2回目の入院が、1回目の入院の直接の原因となった疾病と「医学上重要な関係」がある疾病による入院でない場合、継続した対象入院とはみなしません。

●生活習慣病の治療を目的とした入院にあたらぬ場合(支払事由に該当しない場合)

例) 統合失調症を直接の原因として200日入院し、その入院中に、それのみでは入院する必要がない高血圧の治療を目的とした投薬を行っていた場合

例) アルコール依存症を直接の原因として200日入院し、その入院中に、それのみでは入院する必要がないアルコール性肝疾患の治療を目的とした投薬を行っていた場合

→上記の2つの例については、生活習慣病(高血圧、アルコール性肝疾患)のみでは入院する必要がないため、生活習慣病の治療を目的とした入院には該当しません。



保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにP 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。

■生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

<2015年10月末現在>

■(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Ⅲ. 保険金のご請求について

この「保険金のご請求について」は、保険金のご請求の際にご注意いただきたい事項等について記載しています。保険金をもれなくご請求いただくためにご請求の前にご確認ください。

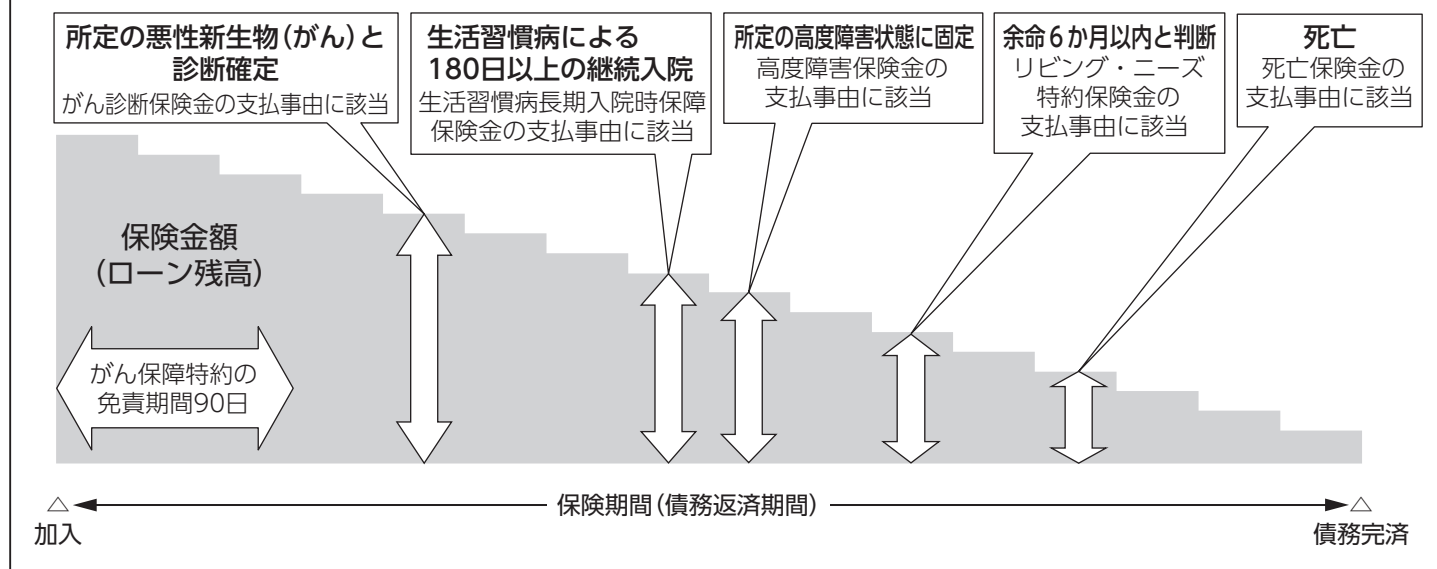
なお、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにP 9「6. 引受保険会社および相談窓口」に記載のご照会先にご連絡ください。

■支払金額について

- 保険金のご請求の際には、ご請求いただく保険金の支払事由に該当するより前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。
- 保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高をもとに定まります。したがって、複数の保険金の支払事由に該当していた場合は、保険金の支払事由に該当していた時点によって保険金額が異なる場合があります。
- 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金、がん診断保険金または生活習慣病長期入院時保障保険金のうちいずれかの保険金が支払われた場合、主契約および付加されている特約の保障はすべて終了します。以後、他の種類の保険金のご請求があっても、お支払いすることができません。

<イメージ図>

被保険者が、下図のように状態が変化してお亡くなりになった場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定された時点、生活習慣病の治療を目的とし継続して180日以上入院した時点、所定の高度障害状態の固定日時点、余命6か月以内と判断された時点、お亡くなりになった時点で、それぞれローン残高が異なるため、お支払いする金額が異なります。



■保険金のご請求方法

被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、または、金融機関等へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等の支払いがされないことがあります。金融機関等から保険金支払事由の発生の報告を受けた場合、保険会社から金融機関等に対してローン契約内容の確認をさせていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただきます場合があります。確認させていただく内容は、保険金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。

■保険金請求時の提出書類

提出書類は次のとおりです。ただし、下記以外の書類をご提出いただくこと、または一部の書類を省略させていただくことがあります。

保険金の種類	保険金支払 請求書*1	死亡証明書	当社所定の 医師の診断書	被保険者の 住民票
死亡保険金	○	○*2	—	○*3
高度障害保険金	○	—	○	○
リビング・ニーズ特約保険金	○	—	○	○
がん診断保険金	○	—	○	○
生活習慣病長期入院時保障保険金	○	—	○	○

*1 金融機関等が作成します。

*2 当社所定の医師の死亡診断書または死体検案書

*3 被保険者の死亡事実の記載がある住民票

Ⅳ. 個人情報の取り扱いについて<保険契約者と生命保険会社からのお知らせ>

保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)のウェブサイトにおいて、団体信用生命保険の申込み、告知画面にご入力いただいた個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)は、生命保険会社が取得し、保険契約者に提供いたします。また、当該ウェブサイトでの申込み、告知に関連・付随した書類(診断書等)に記載の個人情報は、保険契約者が取得し、ローン借入金額・ローン借入期間等のお取引内容に関する個人情報とともに生命保険会社に提供いたします。

保険契約者は当該保険の運営において入手する個人情報を、本契約の事務手続きのため使用いたします。また、加入諾否結果はローンのお借入れに際し使用することがあります。

生命保険会社は、取得した個人情報および保険契約者から提供された個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用^(注)し、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社および委託先事業会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。